

5月

# 議会報告会開催 より参加しやすい報告会を目指して



報告会会場(5月10日)



子育て支援センターでの意見交換(5月9日)

## 議案第27号(特別会計より) 平成26年度取手市介護保険特別会計予算

介護保険制度=高齢者を社会全体で支える制度、3年に一度見直しています。

■保険料の割合は? ■高齢者の割合は?  
65歳以上の保険料は21% 高齢化率29.10%(4月1日現在)  
40歳から64歳の方は29% 3.43人に1人が高齢者

要介護認定者数	※各年度4月1日現在		
	65歳以上の人口	高齢化率	65歳以上の認定者数
要支援1 466名	26年度 31,818人	29.08%	3,826人
要支援2 327名	25年度 30,773人	27.70%	3,740人
要介護1 976名	24年度 28,664人	26.20%	3,504人
要介護2 747名	26年度 2,204人	122人	752人
要介護3 558名	25年度 2,097人	129人	707人
要介護4 477名	24年度 2,006人	133人	629人
要介護5 394名	介護給付費の推移 ※24年度決算額、25、26年度は予算額		
計 3,945名	26年度 2,676,780,000円	415,290,000円	2,772,245,000円
平成26年3月末	25年度 2,583,007,000円	392,276,000円	2,717,469,000円
	24年度 2,391,577,911円	378,265,181円	2,019,161,841円

2014年5月9日/10日

取手市議会議会報告会

報告会で使われた説明資料

※報告会でいただいたアンケートの集計結果は市ホームページに掲載しています。

心よりお願い申し上げます。なお、次回報告会につきましては、開催日等が決まり次第、議会だより「ひびき」、ひびきメール、議会ツイッター等でお知らせいたします。

取手市議会は、議会の行動指針を示す「議会基本条例」を平成24年に施行しています。その第6条には「市民への報告と市民との意見交換の場として、議会報告会を年1回以上行うものとする。」と定められており、平成24年に1回、平成25年に2回、報告会を実施してまいりました。

そして、5月9日と10日の2日間にわたり、平成26年の第1回目となる報告会を開催しました。今回の報告会は、議員が開催・説明方法を改めて検討し、下表のような試みを行いました。今後より分かりやすい、参加したくなる報告会を目指して改善に努めてまいりますので、皆様のご参加を心よりお願い申し上げます。

### 開催状況

5月9日(金) 午前10時30分～正午

取手市役所藤代庁舎大会議室  
意見交換テーマ「子育て支援」

参加者数  
約70名

5月10日(土) 午後7時～午後8時30分

福祉交流センター多目的ホール  
意見交換テーマ「産業振興」

参加者数  
約40名

※受付手続を廃止したため参加者数は概数です。

### 今回の報告会で新たに実施したこと

- ◎開催を2日間に分け、それぞれ昼間・夜間の開催とし、参加希望者がいずれかを選べるようにしました。
- ◎参加者に報告内容が伝わるように、会場内のスクリーンに議案の概要、議案に係るグラフ等を表示しました。(写真・左)
- ◎事前に意見交換のテーマを会場ごとに設定しました。
- ◎5月9日(金曜日)の意見交換のテーマ「子育て支援」については、育児世代の方に参加していただくため、子育て支援センターに移動して実施しました。(写真・中央)

### ●税条例の一部改正：可決

地方税法改正に伴い、法人市民税(※)の法人税割の税率が引き下げられたことを踏まえ、市においても同様の措置を講ずるもの。

#### 〔法人税割税率の変更〕

14・7%↓12・1%

(平成26年10月1日以降に始まる事業年度分から適用されます。)

#### 〔討論〕

平議員：国も地方も税収困難の時代を迎えている。株の配当金が海外に流れていることを考えれば、日本国内に入れる仕組みを手放してはいけない。反対。

関戸議員：今後の影響として大きな問題が出てくる。地方へのしわ寄せがさらに強まるのが想定され、本来の税制度の在り方からしても問題。反対。

結城議員：取手市は産業支援、企業誘致などを行っているが、その努力が国に吸い上げられてしまう。国がやっていることはおかしい。反対。

※法人市民税：市内に事務所、事業所がある法人に課せられる住民税。資本金額と市内従業員数等によって額が決まる均等割部分と、法人税(国税)額に税率を掛け市町村内の従業員数によって各市町村が案分する法人税割部分によって課税される。

## 諮問

●人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて(2件)：いずれも適任

人権擁護委員(※)に左

記の2名を引き続き推薦するため、議会の意見を求めるもの。

羽生丈夫氏(70歳) 〓 桐木

菅原公夫氏(69歳) 〓 山王

同工事について、新たに特別委員会(定数10名)を設置の上、地方自治法第98条第1項(書類等の検閲・報告の請求権)に基づく検査を行うことを求めるもの。

#### 〔提出者〕

関戸議員ほか3名

#### 〔討論〕

結城議員：議会の権能というものはこのような調査を行うことであり、他市に先駆けて作った議会基本条例には、(議会は)適切な行政運営が行われているかを監視、評価することと明記されている。議会の権能を確立すべき。賛成。

## 動議

●(仮称)ウェルネスプラザ新築工事・多目的広場公園整備工事(機械設備工事)入札に関する動議(※)：否決

※動議：会議の進行や手続き等に関し議員が行う提議のうち議会の議決を経るべきもの。議案修正動議、懲罰動議、特別委員会設置の動議、休憩を求める動議など多種多様なものがある。

## 意見書

意見書とは、議会の意思を意見としてまとめた文書のことです。可決された意見書は、その意見を処理することができます。行政庁や国会に提出されます。6月の定例会で可決された意見書は以下の5件です。(内容等は市ホームページに掲載しています。)

- 児童扶養手当の受給要件見直しを求める意見書
- 労働者保護ルールの現行制度の維持・改善を求める意見書
- 医療保険制度改正の実施を求める意見書
- 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書
- 介護職員の処遇改善を求める意見書